

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定により、特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。

令和8年1月9日

香川県知事 池 田 豊 人

1 計量法施行令（平成5年政令第329号）第10条第1項第1号に掲げる特定計量器の定期検査（特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第1項の規定により特定計量器の所在の場所で実施することとした定期検査を除く。）

検査区域	検査期日	検査場所	検査時間
綾川町	令和8年4月20日（月）	綾上農村環境改善センター	10：00～15：00
	令和8年4月21日（火）	綾南農村環境改善センター	10：00～15：00
	令和8年4月22日（水）	綾南農村環境改善センター	10：00～15：00
	令和8年4月23日（木）	綾南農村環境改善センター	10：00～15：00
三木町	令和8年5月7日（木）	三木町農村環境改善センター	10：00～15：00
	令和8年5月8日（金）	三木町農村環境改善センター	10：00～15：00
直島町	令和8年5月19日（火）	直島町浄化センター	11：30～13：40
小豆島町	令和8年5月25日（月）	苗羽公民館	10：50～14：20
	令和8年5月26日（火）	苗羽公民館	10：40～14：45
	令和8年5月27日（水）	殿川ダム管理事務所	13：00～14：45
	令和8年5月28日（木）	小豆島町農村環境改善センター	10：30～15：00
	令和8年6月1日（月）	小豆島町農村環境改善センター	10：30～15：00
	令和8年6月2日（火）	小豆島町農村環境改善センター	10：30～15：00
	令和8年6月3日（水）	安田公民館	10：40～14：45
	令和8年6月4日（木）	草壁公民館	10：40～14：45
	令和8年6月8日（月）	草壁公民館	10：40～14：45
	令和8年6月9日（火）	福田公民館	10：50～12：00
土庄町	令和8年5月27日（水）	北浦公民館	10：30～11：30
	令和8年6月9日（火）	大部公民館	13：00～14：40
	令和8年6月10日（水）	アクティブ大鐸	10：30～14：45
	令和8年6月11日（木）	土庄町役場	10：10～15：00
	令和8年6月15日（月）	土庄町役場	10：10～15：00
	令和8年6月16日（火）	土庄町役場	10：10～15：00
	令和8年6月17日（水）	土庄町役場	10：10～15：00
	令和8年6月18日（木）	唐櫃浜集会所	9：40～11：00
		豊島公民館	13：00～15：30
まんのう町	令和8年10月1日（木）	仲南公民館	10：00～11：20
		琴南公民館	13：00～15：00
	令和8年10月5日（月）	まんのう町役場	10：00～15：00
	令和8年10月6日（火）	まんのう町役場	10：00～15：00
宇多津町	令和8年10月7日（水）	宇多津町役場	10：00～15：00
	令和8年10月8日（木）	宇多津町役場	10：00～15：00

多度津町	令和8年10月14日（水）	多度津町総合スポーツセンター	10：00～15：00
	令和8年10月23日（金）	多度津町総合スポーツセンター	10：00～15：00
琴平町	令和8年10月15日（木）	琴平町役場	10：00～15：00
	令和8年10月16日（金）	琴平町役場	10：00～15：00
	令和8年10月19日（月）	琴平町役場	10：00～15：00
さぬき市	令和8年10月20日（火）	さぬき市役所附属棟	10：00～15：00
	令和8年10月21日（水）	さぬき市大川体育館	10：00～15：00
	令和8年10月22日（木）	長尾公民館	10：00～15：00
	令和8年10月28日（水）	津田保健センター	10：00～15：00
	令和8年11月10日（火）	JA香川県よりそいプラザ鴨部	10：00～15：00
	令和8年11月12日（木）	寒川農村環境改善センター	10：00～15：00
東かがわ市	令和8年11月11日（水）	東かがわ市引田公民館	10：00～15：00
	令和8年11月16日（月）	東かがわ市三本松コミュニティセンター	10：00～15：00
	令和8年11月17日（火）	東かがわ市三本松コミュニティセンター	10：00～15：00
	令和8年11月18日（水）	東かがわ市交流プラザ	10：00～15：00

2 計量法施行令第10条第1項第1号に掲げる特定計量器の定期検査（特定計量器検定検査規則第39条第1項の規定により特定計量器の所在の場所で実施することとした定期検査に限る。）

検査区域	検査期間	検査場所
さぬき市	令和8年7月1日から同年8月31日まで	特定計量器の所在の場所
東かがわ市		
小豆郡		
木田郡		
香川郡		

備考 特定計量器検定検査規則第39条第1項第5号の規定により、その所在の場所で実施することとした定期検査に係る特定計量器は、ひょう量が500キログラムを超える非自動ばかりとする。